

令和7年4月2日

特別供給条件の認可について

関東経済産業局長から、東上ガス株式会社（法人番号7030001045415）、共栄クリーンガス株式会社（法人番号7030001070792）、山二ガス株式会社（法人番号1030001025232）、昭和ガス株式会社（法人番号2030001046517）、日本瓦斯株式会社（法人番号9010001061924）、有限会社孝栄プロパン（法人番号4030002061174）、株式会社クレックス（法人番号9040001001927）、株式会社レインボー（法人番号2020001067266）、金谷ガス株式会社（法人番号5030001056315）による特別供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20250331 関 東 第 63 号
令 和 7 年 4 月 2 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特別供給条件の認可について（回答）

令和7年3月31日付け20250314 関東第485号により貴職から当委員会に意見を求められた特別供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。